

武蔵野市長 殿

納税義務者 氏名.....

住所

確認書

武蔵野市国民健康保険税減免申請書の提出にあたり、下記のとおり確認しました。

(確認したもの・該当するものに☑マークを記入してください。)

記

- 次の資料を提出します。
- 令和2年度減免申請書 確認書 (この書類です)
- 収入申告書 身元確認書類のコピー 添付資料 (申請理由により異なります)
- 次の注意事項を確認しました。

【注意事項】

(1) 減免の決定までお時間をいただきます

減免が決定された場合は、減免後の納税通知書をお送りします (2 カ月ほどかかる場合があります)。減免できなかった場合は不承認決定通知をお送りします。納付が困難な場合は、納税課に収納相談をしてください。

(2) 所得の申告が必要です

令和元年の収入・所得について、必要な確定申告をされていない場合は減免の判定ができません。申告後に減免申請をして下さい。同一世帯の国保加入者のうち、令和2年1月1日に19歳以上のかたで扶養控除の対象となっていないかたについても、必要な確定申告もしくは住民税の申告をしてから減免申請をしてください。

(3) その他の減免を受けているかた

旧被扶養者減免・東日本大震災減免・収監減免等、新型コロナウイルス減免以外の減免を受けている世帯は、この減免の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

(4) 口座登録をされているかた

口座登録をされている場合は、申請後も減免が決定されるまで保険税が引き落とされます。口座引き落としを止める場合は、登録口座の金融機関にご相談ください。

(5) 申請後の督促状と還付について

申請後も減免が決定されるまでは、未納分について督促状等が送付される場合があります。なお、減免決定後、納付いただいた場合も行き違いで督促状が発送される場合があります。国保への加入や脱退の手続きをまだしていないなど、必要な手続きがお済みでない場合は減免の申請前にお届けください。納付済みの保険税について減免適用の結果、還付となる場合は、減免決定後おおむね1~2カ月後に還付通知書をお送りします。ただし、納期限を経過した未納分がある場合は、そちらに充当します。